



神奈川県 消防設備会報

第29号 平成25年 8月



小田原ちょうちん夏祭り

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023
横浜市中区山下町1シルクセンター4F
TEL 045-201-1908
FAX 045-212-0971
<http://www.02-ksk.or.jp>

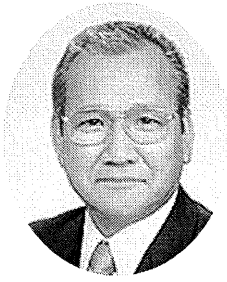
消防設備会報 8月号 目次

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 理事長のあいさつ 西津英二 | 1 |
| 表彰の荣誉に輝いた方々 | 2 |
| 特報・県議会の主要3会派に「平成26年度の施策・予算に関する要望」を実施 | 3 |
| 寄稿・消防機関から 新たな「表示制度（適マーク）」導入について 大和市消防本部 予防課長 萩野谷 公一 | 5 |
| 平成25年度第1回理事会の概要 | 7 |
| 平成24年度事業の実施結果概要 | 7 |
| 役員の改選 | 13 |
| 平成25年度事業の概要 | 15 |
| 平成24年度消防設備士等試験実施結果 危険物取扱者試験結果 | 18 |
| 寄稿・点検現場からの報告 点検推進指導員の立会いを受けて 社会福祉法人 阿部睦会 介護老人福祉施設 共楽荘特養ホーム 業務部長 濱岡 武 | 20 |
| 点検済表示制度の推進キャンペーン | 21 |
| 消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿 | 22 |
| 防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内 | 23 |
| 通知・通達等 | 27 |
| (一財)日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧表 | 29 |
| 協会からのお知らせ | 30 |

表紙：小田原ちょうちん夏祭り

小田原ちょうちんは童謡「おさるのかごや」に登場する、江戸時代の旅人にたいへん人気のあった提灯です。その歴史ある「小田原ちょうちん」をシンボルとした「小田原ちょうちん夏祭り」は、小田原城址公園を中心に様々なイベントが行われます。周辺のお堀には、地元小学生が製作した約2,450個の小田原ちょうちんが飾られ、夜には明かりが灯されます。

(写真提供：(公社)神奈川県観光協会)



理事長のあいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会
理事長 西津 英二

当協会の業務運営等に関しましては、会員の皆様、そして行政機関、関係団体の皆様にひとかたならぬご支援と、ご指導、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

お陰様で、私ども神奈川県消防設備安全協会も、平成25年4月1日付けで非営利型の一般財団法人として無事出発することができました。新しい組織としての船出に当たっては、新たな定款に定められた理事会、評議員会のそれぞれの役員構成、役割分担のもとに今年度第1回目の理事会、評議員会を5月末までに無事終了し、新たな体制で出発することができました。今後とも、この2つの組織が車の両輪となって業務運営等を進めてまいりますので、会員の皆様のなお一層のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、新組織として発足して直ぐの6月から、廃消火器リサイクルシステムの県内特定窓口訪問調査を実施させていただきましたが、7月末現在、全体157社の特定窓口のうち9割方の調査を終了し、8月末までには全ての調査を無事終了する見込みとなっております。この場をお借りして、会員の皆様のご協力に感謝を申し上げます。

さて、神奈川県に対する「消防設備等保守管理業務委託」の入札制度に関する要望ですが、平成22年10月から3年間毎年実施してまいりました最低制限価格の導入を、当協会と関係5団体の協同組合（神奈川県防災消防協同組合、防災かながわ協同組合、横浜市防災機器販売協同組合、川崎市消防設備協同組合、相模原市防災設備協同組合）の合同で、今年度も6月から8月にかけて、県議会の主要3会派である自民党、民主党、公明党の県議会議員団に対して実施いたしました。

特に、今年度の要望では、平成24年1月から最低制限価格を既に導入済みの横浜市と同様、神奈川県においても最低制限価格を導入するよう具体的に、また丁寧にご説明したところ、各会派とも熱心に聞いていただき、前向きにご検討いただけるとの回答を得ることができました。

このような要望活動は、直ぐには成果が表れなくても、一歩ずつ、また根気よく継続して進めていくことが何より大事なことだと考えておりますので、今後とも関係協同組合と一緒に手を携えて進めてまいります。

いかなる業界であろうとも、社会の中で経済活動を発展させてゆくには、業界としての公正な競争が不可欠であり、なにより、各業者一社一社のコンプライアンスに基づいた活動が必要です。

本年度も、業界活動の繁栄をめざして、引き続き会員の皆様とともに今まで以上に手を携えて、発展させてゆく決意でございますので、引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

特報

県議会の主要3会派に 「平成26年度の施策・予算に関する要望」を実施

神奈川県に対する「平成26年度の施策・予算に関する団体要望」を今年度も、6月から8月にかけて実施しました。

神奈川県への具体的な要望内容は、昨年度に引き続き、消防設備保守点検業務委託（営業種目「消防施設保守管理委託」で入札を行う業務）の入札に当たっては、平成24年1月から既に導入済みの横浜市方式と同様、神奈川県においても、人件費比率が高い業務委託等への最低制限価格の導入を是非とも図っていただきたい、という入札制度に関する要望内容です。

【要望活動の団体名】

| | | |
|--------------------|------|-------|
| ① (一財)神奈川県消防設備安全協会 | 理事長 | 西津 英二 |
| ② 神奈川県防災消防協同組合 | 代表理事 | 石田 正 |
| ③ 防災かながわ協同組合 | 代表理事 | 竹洞 勉 |
| ④ 横浜市防災機器販売協同組合 | 代表理事 | 木内 忠 |
| ⑤ 川崎市消防設備協同組合 | 代表理事 | 工藤 修 |
| ⑥ 相模原市防災設備協同組合 | 代表理事 | 一宮 英雄 |

【具体的な要望内容】

- 1 神奈川県会計局調達課所管の消防設備保守点検業務委託（営業種目「消防施設保守管理委託」で入札を行う業務）の入札に当たって、平成24年度入札分から「労働関係法規遵守状況調査」を入札要件として実施しているが、低価格入札に歯止めがかかっていない。そこで、平成24年1月から既に導入済みの横浜市方式と同様、神奈川県においても、人件費比率が高い業務委託等への最低制限価格の導入を是非とも図っていただきたい。
- 2 神奈川県会計局調達課所管以外の消防設備保守点検業務委託の入札に当たっても、実態を調査し、消防設備保守点検業務委託が適正に実施されるよう責任を持って指導すること。
- 3 現下の本県経済の低迷の状況に鑑み、入札の実施にあたっては県内企業について配慮すること。

【主要3会派への要望】

県議会の主要3会派である自民党、民主党、公明党の各県議団への要望活動等は、以下のとおりです。

① 自民党県議団への要望活動

- ・平成25年6月18日（火）15時から15時30分まで、実施した。
- ・場所は、神奈川県庁の新庁舎6階「自民党県議団控室」で行った。
- ・相手方は、自民党政調会の会長でもある梅沢裕之県議（横浜市神奈川区選出）、自民党県議団事務局の星野氏の2人に対応していただいた。
- ・こちら側は、西津英二県消防設備安全協会理事長、石田正県防災消防協同組合代表理事のお二人に、相田特別相談役と溝呂木事務局長が随行した。

- ・当日、各協同組合の代表理事（5人）が押印した「要望書」も持参した。
- ・要望活動終了後、梅沢裕之県議から、「民主党、公明党の要望活動が終了したら、改めて自民党の方にもご連絡いただきたい。他の党とも連携して対応していきたい。」というお話があったので、8月2日の公明党県議団の要望活動終了後、他の会派への要望活動の経過を協会事務局から報告しました。

② 民主党県議団への要望活動

- ・民主党からは最初6月下旬のヒアリング日程が来ていたが、当協会の都合がつかず、7月に入ってから改めて伺いたいと伝えてあった。
- ・その後、平成25年7月2日（火）11時から11時30分まで、実施した。
- ・場所は、神奈川県庁の新庁舎7階「民主党県議団控室」で行った。
- ・相手方は、民主党の組織団体委員長でもある作山友祐県議（横浜市中区選出）、民主党県議団事務局の筆屋氏の2人に対応していただいた。
- ・こちら側は、西津英二県消防設備安全協会理事長が各協同組合を代表して行い、相田特別相談役と溝呂木事務局長が随行した。
- ・当日、各協同組合の代表理事（5人）が押印した「要望書」も持参した。
- ・要望活動終了後、作山友祐県議からは、「自分は以前、宮田工業（株）のスプリンクラー関係の仕事に携わった経験があり、消防設備点検のことはよく承知しており、理解できる。」という話がありました。

③ 公明党県議団への要望活動

- ・藤井深介県議（横浜市神奈川区選出）を通じて、公明党県議団の団体要望を追加で調整して受けていただくことができた。
- ・日程は、平成25年8月2日（金）16時から17時までの1時間、実施した。
- ・場所は、神奈川県庁の新庁舎8階「議会会議室」で行った。
- ・相手方は、公明党県議団の藤井県議をはじめとする公明党県議5名（藤井深介県議（横浜市神奈川区選出）、赤井かずのり県議（平塚市選出）、高橋稔県議（横浜市港南区選出）、谷口かずふみ県議（大和市選出）、西村くにこ県議（川崎市川崎区選出））で対応していただいた。
- ・こちら側は、西津英二県消防設備安全協会理事長と県内すべての協同組合の代表理事5名（石田正神奈川県防災消防協同組合代表理事、竹洞勉防災かながわ協同組合代表理事、木内忠横浜市防災機器販売協同組合代表理事、工藤修川崎市消防設備協同組合代表理事、一宮英雄相模原市防災設備協同組合代表理事）、さらには団体要望に関する委員会の委員長も務めていただいている（株）清水商工の代表取締役、清水廣司評議員にも参加していただいた。また、相田特別相談役と溝呂木事務局長が随行した。
- ・当日、各協同組合の代表理事（5人）が押印した「要望書」も持参した。
- ・公明党県議団からは、「丁寧な説明で十分理解できた。消防設備等の点検の重要性についても、十分承知しているので、県に対して、前向きに検討していくよう働き掛けをしていきたい。」とのお話をいただきました。

消防機関から 新たな「表示制度(適マーク)」 導入について

大和市消防本部

予防課長 萩野谷 公一

一昨年、3月11日に発生した未曾有の東日本大震災から、2年5ヶ月が過ぎましたが、巨大地震、大津波、それに伴う原子力発電所での事故の爪痕はあまりに深く、そして大きく、依然として被災地の皆様を苦しめていることに心が痛みます。被災された皆様にはくれぐれも健康に留意され、一日も早い復興と静穏な日常が訪れますことを、心よりお祈り申し上げます。

さて、昨年5月に広島県福山市のホテルで宿泊客7人が死亡した火災を受け、総務省消防庁は、5月28日に火災原因調査結果を公表しました。その内容は、「電気配線、電気機器、たばこなどが要因として考えられるが、原因の特定には至らなかった」また、多数の死傷者が発生した要因としては、「建築物の構造が耐火構造でないため、出火室及びその近傍において、火災が上階に燃え抜けて拡大したこと、消火器等を用いた消火活動が行われていないこと、自動火災報知設備の受信機が2つの系統に分かれており、これらが連動していないため一斉鳴動したとは考えにくく、避難を遅らせたこと」等が考えられると発表されました。さらに「予防行政のあり方に関する検討会ホテル火災対策検討部会」において、今回の調査結果も参考にした上で、「ホテル・旅館等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行っていく」とのことでした。

私はこの報道を見て、「ホテル・旅館等の火災被害拡大防止対策」として真っ先に思い出したのが、防火基準適合表示制度、いわゆる「適マーク」です。この適マークは、昭和55年11月に発生した栃木県の川治プリンスホテルの火災を契機に、「防火対象物にかかる表示・公表制度の実施について」の総務省消防庁通知を受けて全国の消防で運用が開始されたものです。

この制度の特徴は、一定規模以上で、多くの人を利用する防火対象物について、スプリンクラー設備などの消防用設備等が適法に設置維持されているか、また、火災発生時に防火対象物の関係者が、消火・通報・避難誘導などの初動対応が迅速に行えるかなど、ハード・ソフト両面にわたる防火基準に基づく審査を行い、防火対象物の関係者に対し適マークを交付したものです。

適マークは、ホテルのフロントや建物の入り口など、利用者の見やすい位置に掲出し、施設利用者に対して、施設の安全情報の提供を行うとともに、防火対象物の関係者に対する防火意識の高揚を図ることを目的としていましたが、平成13年9月1日に発生し大惨事となった「新宿歌舞伎町ビル火災」を機に、翌14年に消防法が改正され、措置命令等を行った場合の「公示制度」と「防火対象物定期点検報告制度(防火セイフティマーク)」が法制化されたことに伴い、平成15年9月30日をもって「適マーク」は廃止となりました。

適マークが実施されていた当時、旅行会社や団体旅行の幹事さんが、ホテル・旅館等を探す時には、この「適マーク」の有無を見て選んでいたのではないのでしょうか。

つい最近も、ある友人から、以前の旅行雑誌や時刻表の宿泊欄には「適マーク」って付いていたけど、最近は見なくなったね?…と言われました。この「適マーク」が如何に国民に浸透していたのかが窺える話ではないのでしょうか。

そもそも日本の建築物等で、「この施設は安全です。」と表示された施設を見たことありますか？

私たちは、自分自身が利用する施設が、安全なのか、安全でないのか、まったく知らされないまま利用しているのが現状です。

しかし、この「適マーク」制度は、利用者が施設を選択する際の判断材料として社会に深く定着した希有な例で、今流行りのミシュランの星の数と同じで、売り上げをも左右する重要なものであったと感じています。

この適マークは、昭和56年から始まり平成15年に防火対象物定期点検報告制度が導入されるまでの間、消防機関が対象施設に対して立入検査を行い、消防法等に基づく所定の審査を行うとともに、建築基準における防火上重要な要件（構造、防火区画、階段）の適合性についても確認していたことなど、全国的に統一した運用であったため、施設所有者や施設利用者が、その防火安全性に関する情報を理解しやすかったことなどが高く評価できる制度であったと思います。

冒頭で、「ホテル・旅館等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行っていく」ことについて触れましたが、来秋の導入を目指し、「防火基準に適合したホテルや旅館に全国統一のマークを掲示する」ことが、7月4日付けで総務省消防庁から発表されました。

今回発表された制度の内容について、現場で従事する消防吏員それぞれに、思い入れや個々の考え方もあると思いますが、平成15年に廃止された「適マーク」の事実上の復活となるもので、私個人としては、その効果を大いに期待していますし、効果を上げるのも、私たち消防吏員ひとり一人であるとするものです。

最後に、人は往々にして新たな制度を構築すると、そのこと自体に満足し前に進むことを忘れてしまいます。もう一度、初心にかえり、国民の安心・安全を確保するには、何が必要なのか考える時期であると思います。

平成25年度第1回理事会の概要

平成25年度第1回理事会を平成25年5月16日(木)シルクセンター地下大会議室において、また、平成25年度第1回評議員会を平成25年5月30日(木)ワークピア横浜3階いちょうの間で、それぞれ開催しました。

当日は、次の議案についてご審議いただき、承認されました。

- ・第1号議案 平成24年度事業報告について
- ・第2号議案 平成24年度決算について
- ・第3号議案 役員の交代について
- ・第4号議案 理事の報酬について

平成24年度事業の実施結果概要

消防設備等の設置及び維持管理の適正化を図ることはもとより、地域社会における被害の軽減と社会公共の福祉の増進に寄与するため、各種の事業を実施しました。

1 各種講習事業

(1) 消防設備点検資格者講習

点検資格者の資格を付与する講習で、(一財)日本消防設備安全センターの委託を受けて実施しました。

| 種別 | 前期 | 中期 | 後期 | 申請者数 | 受講者数 |
|----|-----------|-------------|-----------|------|------|
| 1種 | 6/5～6/7 | 11/27～11/29 | 3/5～3/7 | 298 | 298 |
| 2種 | 6/12～6/14 | 12/12～12/14 | 3/12～3/14 | 296 | 294 |
| 計 | | | | 594 | 592 |

(2) 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日、または消防設備点検資格者再講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年を経過する日までの期間に該当する者を対象とした講習で、(一財)日本消防設備安全センターの委託を受けて実施しました。

| 種別 | 前期 | 中期 | 後期 | 申請者数 | 受講者数 |
|----|-----------|-----|----------|-------|-------|
| 1種 | 5/16・5/29 | 8/2 | 2/7・2/14 | 646 | 646 |
| 2種 | 5/17・5/30 | 8/3 | 2/8・2/15 | 673 | 673 |
| 計 | | | | 1,319 | 1,319 |

(3) 消防設備士講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、またはその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの委託を受けて実施しました。

| 種 別 | 実 施 日 | 申請者数 | 受講者数 |
|----------|--------------------------------------|-------|-------|
| 消火設備 | 10/2・10/18 11/7・11/13 | 667 | 653 |
| 警報設備 | 10/3・10/10・10/16 11/8・11/14・11/20 | 966 | 953 |
| 避難設備・消火器 | 10/4・10/11・10/17 11/6・11/15 | 774 | 768 |
| 計 | | 2,407 | 2,374 |

(4) 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を付与する講習で、(一社)電池工業会の委託を受けて実施しました。

・受講者数 201人 (12/5・12/6)

(5) 防火管理講習

防火管理者の資格を付与する講習で、(一財)日本防火・防災協会の委託を受けて実施しました。

| 種 別 | 実 施 日 | 申請者数 | 受講者数 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 甲種防火管理新規講習 | 4/26・27, 5/10・11, 5/22・23 6/25・26, 7/10・11, 7/19・20 8/7・8, 8/29・30, 9/5・6 9/27・28, 10/25・26, 11/1・2 12/20・21, 1/23・24, 1/31・2/1 2/25・26, 3/27・28 | 3,012 | 2,837 |
| 甲種防火管理再講習 | 2/5, 3/1 | 117 | 113 |
| 防災管理新規講習 | 5/8, 6/15, 1/17 | 186 | 176 |
| 防火・防災管理講習 | 7/2・3, 9/13・14, 11/21・22 2/21・22 | 748 | 706 |
| 計 | 25 | 4,063 | 3,832 |

(6) 消防設備士受験準備講習

消防設備士の試験を受験しようとする者を対象に、法令及び機能・構造に関する講習を協会の自主事業として実施しました。

| 種 別 | 日 時 | 申請者数 | 受講者数 |
|-----|-----------|------|------|
| 1 類 | 7/24・7/25 | 13 | 10 |
| 4 類 | 7/24・7/26 | 17 | 16 |
| 6 類 | 7/24・7/27 | 13 | 13 |
| 合 計 | | 43 | 39 |

(7) 消防設備実技・実務研修会

消防用設備等の点検・整備業務に従事する方を対象に、技能の向上及び点検済表示制度の推進を図ることを目的に、協会の自主事業として関係事業所のご協力をいただき実施しました。

| 研修項目 | 研 修 日 | 協 力 事 業 所 | 申請者数 | 受講者数 |
|-------|-------|---------------|------|------|
| | | 会 場 | | |
| 自火報実務 | 9/7 | ニッタン (株) | 58 | 49 |
| | | 神奈川県電気工事会館 | | |
| 消火器実技 | 9/19 | 宮田工業株式会社 | 23 | 22 |
| | | (同上) 研修室及び実験棟 | | |
| 計 | | | 81 | 71 |

2 普及啓発事業等

1 会員制度維持事業

講習会・研修会等の開催、法令の改正、新機器開発の紹介、参考図書の斡旋等について、随時情報の提供を行うとともに、消防設備会報（年2回）及びFAXニュースを発行し、全会員に対して各種の情報提供を行った。

消防設備会報（8月号及び新年号） 各600部

FAXニュース 年3回

2 消防用設備点検報告制度普及推進事業

(1) 消防用設備等点検済表示管理委員会

当協会では、平成8年7月から発足し、県内消防機関、防火対象物関係者、消防設備メーカー、当協会職員の36名の委員により構成され、消防用設備等点検制度に係る諸事項につ

いて審議、運営している。

開催年月日：平成24年7月25日、平成25年2月7日

平成24年度は、昨年度に引き続き、公立施設における低価格入札に対する対応策について小委員会で検討し、神奈川県知事に対し、再度要望書を提出するなど入札制度の改善に向けた取り組みを行った。

消防用設備等点検済表示管理委員会の小委員会は、次の8名で構成されている。

清水 廣司委員（小委員会委員長） 清水 健男委員 竹洞 勉委員
石田 正委員 木内 忠委員 一宮 英雄委員 工藤 修委員
相田 博委員

また、点検推進指導員から付託された事項を公正に審議するため、新たに調整検討委員会を設置した。

消防用設備等点検済表示管理委員会の調整検討委員会は、次の6名で構成されている。

石黒 元徳委員 西山 茂委員 落合 俊雄委員 前田 純一委員
吉田 明委員 小関 正男委員

(2) 点検済票交付事業

消防用設備等点検済表示制度に基づき、消火器用、消火器以外の『点検済票』の発行・交付を行った。

平成24年度実績=1,035,800枚

(3) 点検推進指導員派遣

点検推進指導員 2名

実施施設 110施設（うち小中学校49施設）

教育委員会からの依頼を受け、学校での保守点検時の立会を実施し、最低制限価格導入後の状況を把握した。

(4) 表示登録会員等研修会

| 回数 | 開催年月日 | 場 所 | 出席者数 | 備 考 |
|---------|----------------|---------------------|------|----------------------------|
| 第1回 | 平成24年 4月8日 | 大和市ふれあいプラザ 会 議 室 | 12名 | 実施内容 ・防火ダンパーの技術知識習得について |
| 第2回 | 平成24年 8月3日 | 県社会福祉会館 会 議 室 | 40名 | 実施内容 ・企業における地震対策について |
| 第3回 | 平成25年 3月13日 | 宮田工業(株) 会 議 室 | 45名 | 実施内容 ・消防設備点検事業等の課題について |
| 合 計（3回） | | | 97名 | |

(5)

① 県社会福祉協議会発行の「福祉タイムズ」5月号に点検済表示制度について寄稿

② 県ビルメンテナンス協会発行の「KBM 会報」(年3回発行)に点検済表示制度について寄稿

③ 「かながわ防災フェア2012」への参加
神奈川県主催の「かながわ防災フェア2012」に参加し、関係団体の協力を得て家庭用防災機材のコーナーを設け、展示、相談及び即売を行った。

平成24年度も、特に広報用ポスターの製作を支援し、参加者募集に尽力した。

・かながわ防災フェア2012

日時 平成24年10月21日(日)

場所 神奈川県総合防災センター

参加者数 1,962人



3 県民等への便宜等の提供

1 刊行物販売事業

(一財)日本消防設備安全センターが発行する消防用設備等に関する法令・技術関係及び受験対策などの参考図書類の斡旋を行った。

2 防火基準点検済証及び防火優良認定証(防火セイフティマーク)等頒布斡旋事業

防火対象物定期点検報告書制度に係る『防火基準点検済証』(39件)、『防火優良認定証』(87件)、『防火自主点検済証』(19件)、『防災基準点検済証』(3件)、『防火・防災基準点検済証』(2件)、『防火・防災優良認定証』(8件)の頒布斡旋を行った。

4 各種会議の開催

1 理事会、評議委員会

(1) 理事会

平成24年5月24日、平成24年9月28日(書面評決)、平成24年11月30日

平成25年3月21日

(2) 評議委員会

平成24年5月24日、平成24年7月5日(書面評決)、平成24年12月20日

平成25年3月21日

2 消防・防災関係機関会議、関東ブロック会議、全国会議

(1) 神奈川県消防課との関係

- ・平成24年度神奈川県消防設備士講習の事務受託及び講習会の実施
- ・法令改正、各種通達の移牒や消防研究所・消防検定協会等関係団体から情報提供を受けた。

(2) 県内消防機関との関係

- ・消防法令に関する諸事項について指導を受けた。新宿歌舞伎町雑居ビル火災以降、平成13年から毎年定期的に県内消防本部の予防担当課長が一堂に会して、当協会との情報交換及び業務指導を仰いでいる。

日 時 平成24年7月25日

場 所 シルクセンター会議室

参加者 県内市町消防（局）本部予防担当課長

(3) 一般財団法人日本消防設備安全センターとの関係

- ・維持会員として安全センター事業に協力した。
- ・点検資格者本講習、同再講習等に係る委託契約を締結し、講習会を実施した。
- ・安全センター取扱保険（消防設備点検業者損害賠償保険、全国消防設備共済会）の加入促進及び手続事務の実施。
- ・消防設備関係講習の講師等に対する事故保険に加入。
- ・安全センター作成ポスター、しおり、月刊フェスタ等の提供を受けた。
- ・安全センター発刊の参考図書・各種講習用テキストの供給を受けた。
- ・全国消防設備共済会の委員として役員を派遣し、事業に協力した。

(4) 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会との関係

1都9県で構成する連絡協議会の総会、代表者会議、事務局長会議等に参加し、安全センター、他県協会との情報交換を積極的に行った。

(5) その他の関係機関との関係

- ・（公財）川崎市消防防災指導公社に、理事及び評議員として役員を派遣した。

— 役員 の 改 選 —

平成25年度第1回理事会、評議員会において、人事異動等に伴う理事・監事・評議員の補欠選任が行われました。7月現在の理事・監事・評議員については名簿のとおりです。

(一財)神奈川県消防設備安全協会役員名簿

(平成25年7月 業種別理事・監事 氏名は50音順、敬称略)

| 役 職 | 区 分 | 氏 名 | 所 属 ・ 会 社 名 | 所 属 役 職 |
|-------|-------------|---------|-----------------------------|----------------|
| 理 事 長 | 消防用設備・機器 | 西 津 英 二 | 株式会社栄広プロビジョン | 代表取締役 |
| 副理事長 | 電 気 設 備 | 山 口 宏 | (一社)神奈川県電業協会 株式会社共栄社 | 会長 代表取締役社長 |
| 〃 | 管 工 事 ・ 空 調 | 佐々木 靖 太 | 神奈川県管工事協同組合連合会 太建工業株式会社 | 会長 代表取締役社長 |
| 理 事 | 消防用設備・機器 | 正 木 隆 之 | ニッタン株式会社横浜支店 | 支店長 |
| 〃 | 〃 | 小 倉 龍 彦 | 宮田工業株式会社 | 取締役営業本部長 |
| 〃 | 〃 | 田 中 栄 一 | ホーチキ株式会社横浜支店 | 支店長 |
| 〃 | 〃 | 石 田 正 | 神奈川県防災消防協同組合 株式会社アトラス | 理事長 代表取締役 |
| 〃 | 〃 | 竹 洞 勉 | 防災かながわ協同組合 株式会社東弘商会 | 理事長 代表取締役 |
| 〃 | 〃 | 原 祐 二 | 能美防災株式会社横浜支社 | 支社長 |
| 〃 | 〃 | 河 本 俊 二 | 株式会社河本総合防災 | 代表取締役社長 |
| 〃 | 電 気 設 備 | 十八日 義 雄 | (一社)神奈川県電業協会 トヨオカ電気株式会社 | 副会長 代表取締役社長 |
| 〃 | 〃 | 名 取 隆 司 | 神奈川県電気工事工業組合 ナトリ電設株式会社 | 理事長 代表取締役 |
| 〃 | 管 工 事 ・ 空 調 | 金 子 繁 夫 | 神奈川県管工事協同組合連合会 株式会社金子工業所 | 理事 代表取締役 |
| 〃 | 公 社 ・ 協 会 | 石 部 裕 通 | (一社)神奈川県経営者協会 | 専務理事 |
| 〃 | 〃 | 福 元 幸 徳 | (公財)川崎市消防防災指導公社 | 理事長 |
| 常務理事 | 〃 | 溝呂木 義 人 | (一財)神奈川県消防設備安全協会 | 事務局長 |
| 監 事 | 消防用設備・機器 | 邑 上 一 弥 | 横浜市防災機器販売協同組合 株式会社東神防災工業 | 専務理事 代表取締役 |
| 〃 | 電 気 設 備 | 座喜味 正 裕 | 神奈川県電気工事工業組合 | 事務局長 |
| 顧 問 | 消防用設備・機器 | 黒 澤 貞 夫 | 相日防災株式会社 | 名誉会長 |

(一財)神奈川県消防設備安全協会評議員名簿

(平成25年7月 業種別評議員 氏名は50音順、敬称略)

| 区分 | 氏名 | 所属・会社名 | 所属役職 |
|----------|-------|----------------------------------------|-------------------|
| 消防機関 | 荒巻照和 | 横浜市消防局(消防長会横浜地区長) | 予防部長 |
| 〃 | 佐藤文隆 | 川崎市消防局(消防長会川崎地区長) | 予防部長 |
| 〃 | 田後秀雄 | 相模原市消防局(消防長会相模原地区長) | 参事兼予防課長 |
| 〃 | 佐藤正高 | 横須賀市消防局(消防長会三浦半島地区長) | 予防課長 |
| 〃 | 鈴木正 | 平塚市消防本部(消防長会湘南地区長) | 予防課長 |
| 〃 | 小池和宏 | 小田原市消防本部(消防長会県西地区長) | 予防課長 |
| 〃 | 萩野谷公一 | 大和市消防本部(消防長会県央地区長) | 予防課長 |
| 消防用設備・機器 | 一宮英雄 | 相模原市防災設備協同組合 東京消設株式会社 | 理事長 代表取締役 |
| 〃 | 木内忠 | 横浜市防災機器販売協同組合 共栄防災設備株式会社 | 理事長 代表取締役 |
| 〃 | 工藤修 | 川崎市消防設備協同組合 株式会社赤塚防災設備 | 理事長 代表取締役 |
| 〃 | 清水廣司 | 株式会社清水商工 | 代表取締役 |
| 〃 | 武富卓男 | 清新防災株式会社 | 代表取締役 |
| 〃 | 一寸木彰 | 大東総合防災株式会社 | 代表取締役 |
| 〃 | 野村明弘 | 株式会社渡辺武商店湘南支店 | 支店長 |
| 電気設備 | 青博孝 | 神奈川県電気工事工業組合 向栄電気工業株式会社 | 副理事長 代表取締役 |
| 〃 | 松田茂 | 一般社団法人神奈川県電業協会 株式会社江電社 | 常任理事 代表取締役社長 |
| 管工事・空調 | 森川純臣 | 神奈川県管工事協同組合連合会 | 専務理事 |
| 〃 | 安部博幸 | 一般社団法人神奈川県空調衛生工業会 | 専務理事 |
| 防火対象物関係者 | 栗田敏彦 | 一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会 | 会長 |
| 〃 | 横井俊郎 | 大和市立上和田小学校 | 教頭 |
| 〃 | 細谷享市 | 一般社団法人神奈川県経営者協会防災委員会 三菱重工業株式会社横浜製作所 | 防災委員会委員 総務勤労課長 |
| 〃 | 倉田雅史 | 一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会 株式会社東海ビルメンテナンス | 副会長 代表取締役 |
| 関連団体 | 石井忠 | 公益社団法人横浜市防火防災協会 | 会長 |
| 〃 | 八木繁雄 | 公益社団法人相模原市防災協会 | 理事長 |
| 〃 | 大島英治 | 公益財団法人神奈川県消防協会 | 会長 |
| 〃 | 高橋圓 | 一般社団法人神奈川県危険物安全協会連合会 | 専務理事 |

平成25年度事業の概要

平成25年3月21日(木)の「平成24年度第4回理事会」において承認された平成25年度事業の概要をお知らせいたします。

◎ 各種講習事業

平成25年度の講習会事業につきましては、8月までに終了している講習もありますが、年間を通じての講習日程は次のとおりです。

| 講習名 | 時期 | 規模 | 場所 | 概要 |
|--------------|-----------------|--------------|------------|---------------------------------------------------------------------|
| 消防設備点検資格者講習 | 6月 12月 3月 | 690 | 神奈川県電気工事会館 | (一財)日本消防設備安全センターから受託 第1種・第2種の資格付与講習 |
| 消防設備点検資格者再講習 | 4月 7月 2月 | 1,440 | 神奈川県電気工事会館 | (一財)日本消防設備安全センターから受託 第1種・第2種 免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から5年以内の講習 |
| 消防設備士講習 | 10～ 11月 | 全類 2,200 | かながわ労働プラザ他 | 県知事から受託 免状取得後最初の4月1日から2年以内、講習受講後最初の4月1日から5年以内の講習 |
| 消防設備士受験準備講習 | 7月 | 1,4,6類 90 | かながわ労働プラザ | 協会の自主事業 消防設備士試験受験のための準備講習 |
| 蓄電池設備整備資格者講習 | 12月 | 100 | 神奈川県電気工事会館 | (一社)電池工業会から受託 蓄電池設備整備資格付与のための講習 |
| 防火・防災管理講習 | 年間 | 3,560 | ヴェルクよこすか他 | (一財)日本防火・防災協会から受託 甲種防火管理者の資格の付与及び再講習。防災管理者の資格の付与講習 |
| 消防設備関係実技研修会 | 9月 | 20 | 宮田工業(株) | 協会の自主事業 消防用設備点検者対象に、消火器の研修 |
| 消防設備関係実務研修会 | 9月 | 100 | かながわ労働プラザ | 協会の自主事業 消防用設備点検者対象に、自動火災報知設備の研修 |

◎ 普及啓発事業・情報提供事業

協会会員の方、防火対象物関係の方、県民の方等のそれぞれ対象を考慮して、各種の普及啓発事業を実施してまいります。主な普及啓発事業は次のとおりです。

(1) 消防設備会報の発行

- ・協会事業のお知らせ、消防法改正、通知・通達等
- ・1月、8月に発行
- ・会員対象

(2) 防災情報の発信

- ・消防用設備等の点検報告制度、点検済表示制度の周知
- ・(一社)神奈川県ビルメンテナンス協会及び神奈川県社会福祉協議会発行の会報に点検報告制度等について寄稿する。
- ・防災フェア等消防防災関係機関の行事への参加
- ・県民、防火対象物関係者対象

(3) FAXニュースの発行

- ・緊急のお知らせ、消防法関係の通知・通達
- ・適宜(年8回程度)発行
- ・会員対象

(4) ホームページでの情報提供

- ・協会の事業紹介、各種講習会、研修会のお知らせ
- ・定期更新による情報提供
- ・県民、会員、防火対象物関係者対象
<<http://www.02-ksk.or.jp>>

(5) パンフレット等の配付

- ・消防用設備等点検報告制度、点検済表示制度、消火器の不適正点検防止等のパンフレット、リーフレット等
- ・各種講習会・研修会で配付、消防機関を通じて配付、各種行事で配付
- ・県民、防火対象物関係者対象

◎ 行政機関及び関係機関・団体との連絡調整事業

(1) 神奈川県安全防災局安全防災部消防課との連絡調整

- ・消防法令の改正、各種通知・通達等資料の提供を受けるとともに、協会運営について適宜指導を受けます。
- ・消防設備士法定講習について受託実施します。

- (2) 消防機関との連携、消防機関への協力
 - ・消防機関の適宜指導を仰ぐとともに、緊密に連携をして、実効ある事業の推進に努めていきます。
 - ・県下消防機関に対し、普及啓発資料等について情報交換を行います。

- (3) (一財) 日本消防設備安全センターとの連携
 - ・各種講習会について受託実施します。
 - ・消防用設備等点検済表示制度についての指導を受けます。
 - ・安全センター各種保険の事務の取扱を行います。

- (4) 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して各都県協会との連絡調整
 - ・関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して、各都県協会との情報交換・共同事業の推進を行います。

- ◎ 消防用設備等点検済表示制度推進事業
 - ・消防用設備等点検済表示制度に基づく点検済票の交付を行います。
 - ・防火対象物の消防設備等点検時に点検推進指導員を派遣し立会います。

- ◎ 協会理事長表彰

協会の業務推進についての協力、消防用設備等の設置・適正な維持管理に尽力、貢献した事業所及び従業員に対し第13回理事長表彰を行います。

 - ・永年にわたり、消防用設備等に関する各種工事整備点検等の業務に従事し、他の模範となると認められる者
 - ・消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有す事業所

- ◎ 消防用設備等関係参考図書類斡旋事業
 - ・法令、技術、受験対策等の図書類の斡旋を行います。

- ◎ 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セイフティマーク）等頒布斡旋事業
 - ・防火対象物定期点検報告制度に係る「防火基準点検済証」及び「防火優良認定証」等頒布斡旋を行います。

平成24年度消防設備士等試験実施結果

消防設備士試験

第1回

(平成24年9月9日)

| | | 申請者数 | 受験者数 | 欠席者数 | 受験率 | 合格者数 | 不合格者数 | 合格率 |
|----|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|
| 甲種 | 特類 | 30 | 26 | 4 | 86.7% | 6 | 20 | 23.1% |
| | 第1類 | 188 | 148 | 40 | 78.7% | 35 | 113 | 23.6% |
| | 第2類 | 47 | 39 | 8 | 83.0% | 12 | 27 | 30.8% |
| | 第3類 | 57 | 47 | 10 | 82.5% | 11 | 36 | 23.4% |
| | 第4類 | 232 | 177 | 55 | 76.3% | 57 | 120 | 32.2% |
| | 第5類 | 50 | 32 | 18 | 64.0% | 8 | 24 | 25.0% |
| | 小計 | 604 | 469 | 135 | 77.6% | 129 | 340 | 27.5% |
| 乙種 | 第1類 | 47 | 43 | 4 | 91.5% | 13 | 30 | 30.2% |
| | 第2類 | 17 | 15 | 2 | 88.2% | 6 | 9 | 40.0% |
| | 第3類 | 19 | 16 | 3 | 84.2% | 4 | 12 | 25.0% |
| | 第4類 | 251 | 197 | 54 | 78.5% | 89 | 108 | 45.2% |
| | 第5類 | 35 | 34 | 1 | 97.1% | 15 | 19 | 44.1% |
| | 第6類 | 426 | 361 | 65 | 84.7% | 115 | 246 | 31.9% |
| | 第7類 | 78 | 72 | 6 | 92.3% | 42 | 30 | 58.3% |
| | 小計 | 873 | 738 | 135 | 84.5% | 284 | 454 | 38.5% |
| 合計 | 1,477 | 1,207 | 270 | 81.7% | 413 | 794 | 34.2% | |

第2回

(平成25年3月17日)

| | | 申請者数 | 受験者数 | 欠席者数 | 受験率 | 合格者数 | 不合格者数 | 合格率 |
|----|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 甲種 | 特類 | 43 | 32 | 11 | 74.4% | 8 | 24 | 25.0% |
| | 第1類 | 296 | 202 | 94 | 68.2% | 31 | 171 | 15.3% |
| | 第2類 | 72 | 57 | 15 | 79.2% | 19 | 38 | 33.3% |
| | 第3類 | 109 | 84 | 25 | 77.1% | 27 | 57 | 32.1% |
| | 第4類 | 474 | 347 | 127 | 73.2% | 109 | 238 | 31.4% |
| | 第5類 | 93 | 70 | 23 | 75.3% | 20 | 50 | 28.6% |
| | 小計 | 1,087 | 792 | 295 | 72.9% | 214 | 578 | 27.0% |
| 乙種 | 第1類 | 75 | 53 | 22 | 70.7% | 16 | 37 | 30.2% |
| | 第2類 | 22 | 19 | 3 | 86.4% | 7 | 12 | 36.8% |
| | 第3類 | 28 | 25 | 3 | 89.3% | 9 | 16 | 36.0% |
| | 第4類 | 362 | 282 | 80 | 77.9% | 137 | 145 | 48.6% |
| | 第5類 | 40 | 31 | 9 | 77.5% | 16 | 15 | 51.6% |
| | 第6類 | 462 | 384 | 78 | 83.1% | 194 | 190 | 50.5% |
| | 第7類 | 166 | 142 | 24 | 85.5% | 91 | 51 | 64.1% |
| | 小計 | 1,155 | 936 | 219 | 81.0% | 470 | 466 | 50.2% |
| 合計 | 2,242 | 1,728 | 514 | 77.1% | 684 | 1,044 | 39.6% | |

神奈川県 消防設備会報

危険物取扱者試験

第1回

(平成24年6月10日)

| | | 申請者数 | 受験者数 | 欠席者数 | 受験率 | 合格者数 | 不合格者数 | 合格率 |
|----|-----|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 甲 | 種 | 444 | 388 | 56 | 87.4% | 136 | 252 | 35.1% |
| 乙 | 第1類 | 102 | 96 | 6 | 94.1% | 79 | 17 | 82.3% |
| | 第2類 | 85 | 81 | 4 | 95.3% | 65 | 16 | 80.2% |
| | 第3類 | 121 | 119 | 2 | 98.3% | 92 | 27 | 77.3% |
| | 第4類 | 1,423 | 1,270 | 153 | 89.2% | 495 | 775 | 39.0% |
| | 第5類 | 136 | 133 | 3 | 97.8% | 99 | 34 | 74.4% |
| | 第6類 | 90 | 84 | 6 | 93.3% | 70 | 14 | 83.3% |
| | 小計 | 1,957 | 1,783 | 174 | 91.1% | 900 | 883 | 50.5% |
| 丙 | 種 | 70 | 63 | 7 | 90.0% | 48 | 15 | 76.2% |
| 合計 | | 2,471 | 2,234 | 237 | 90.4% | 1,084 | 1,150 | 48.5% |

第2回

(平成24年8月26日)

| | | 申請者数 | 受験者数 | 欠席者数 | 受験率 | 合格者数 | 不合格者数 | 合格率 |
|----|-----|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 甲 | 種 | 556 | 479 | 77 | 86.2% | 189 | 290 | 39.5% |
| 乙 | 第1類 | 99 | 96 | 3 | 97.0% | 63 | 33 | 65.6% |
| | 第2類 | 109 | 100 | 9 | 91.7% | 81 | 19 | 81.0% |
| | 第3類 | 118 | 105 | 13 | 89.0% | 82 | 23 | 78.1% |
| | 第4類 | 1,636 | 1,414 | 222 | 86.4% | 589 | 825 | 41.7% |
| | 第5類 | 131 | 123 | 8 | 93.9% | 91 | 32 | 74.0% |
| | 第6類 | 111 | 107 | 4 | 96.4% | 85 | 22 | 79.4% |
| | 小計 | 2,204 | 1,945 | 259 | 88.2% | 991 | 954 | 51.0% |
| 丙 | 種 | 72 | 68 | 4 | 94.4% | 59 | 9 | 86.8% |
| 合計 | | 2,832 | 2,492 | 340 | 88.0% | 1,239 | 1,253 | 49.7% |

第3回

(平成24年11月11日)

| | | 申請者数 | 受験者数 | 欠席者数 | 受験率 | 合格者数 | 不合格者数 | 合格率 |
|----|-----|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 甲 | 種 | 641 | 584 | 57 | 91.1% | 234 | 350 | 40.1% |
| 乙 | 第1類 | 85 | 82 | 3 | 96.5% | 62 | 20 | 75.6% |
| | 第2類 | 99 | 96 | 3 | 97.0% | 69 | 27 | 71.9% |
| | 第3類 | 130 | 128 | 2 | 98.5% | 102 | 26 | 79.7% |
| | 第4類 | 1,813 | 1,608 | 205 | 88.7% | 667 | 941 | 41.5% |
| | 第5類 | 151 | 149 | 2 | 98.7% | 122 | 27 | 81.9% |
| | 第6類 | 123 | 121 | 2 | 98.4% | 103 | 18 | 85.1% |
| | 小計 | 2,401 | 2,184 | 217 | 91.0% | 1,125 | 1,059 | 51.5% |
| 丙 | 種 | 68 | 58 | 10 | 85.3% | 48 | 10 | 82.8% |
| 合計 | | 3,110 | 2,826 | 284 | 90.9% | 1,407 | 1,419 | 49.8% |

第4回

(平成25年2月17日)

| | | 申請者数 | 受験者数 | 欠席者数 | 受験率 | 合格者数 | 不合格者数 | 合格率 |
|----|-----|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 甲 | 種 | 707 | 618 | 89 | 87.4% | 239 | 379 | 38.7% |
| 乙 | 第1類 | 134 | 126 | 8 | 94.0% | 83 | 43 | 65.9% |
| | 第2類 | 123 | 112 | 11 | 91.1% | 88 | 24 | 78.6% |
| | 第3類 | 174 | 167 | 7 | 96.0% | 132 | 35 | 79.0% |
| | 第4類 | 1,717 | 1,457 | 260 | 84.9% | 613 | 844 | 42.1% |
| | 第5類 | 172 | 167 | 5 | 97.1% | 126 | 41 | 75.4% |
| | 第6類 | 156 | 144 | 12 | 92.3% | 117 | 27 | 81.3% |
| | 小計 | 2,476 | 2,173 | 303 | 87.8% | 1,159 | 1,014 | 53.3% |
| 丙 | 種 | 85 | 71 | 14 | 83.5% | 56 | 15 | 78.9% |
| 合計 | | 3,268 | 2,862 | 406 | 87.6% | 1,454 | 1,408 | 50.8% |

点検現場からの報告

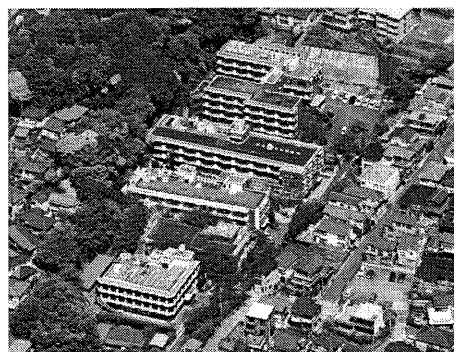
点検推進指導員の立会いを受けて

社会福祉法人 阿部睦会 介護老人福祉施設 共楽荘特養ホーム

業務部長 濱 岡 武

社会福祉法人 阿部睦会は本年で65年目を迎える法人です。横須賀市、三浦市、横浜市において特別養護老人ホーム、養護老人ホームのほか、デイサービスなどの各種居宅介護サービスや保育園の経営を通じ、地域に根ざした介護福祉・保育事業を推進して今日に至っております。

私が所属する共楽荘は横須賀市衣笠にあり、養護老人ホームは昭和24年に、特別養護老人ホームは昭和39年に設置認可を受け、現在の定員は養護老人ホームが72名、短期入所5名、特別養護ホームが136名、短期入所19名、デイサービスが30名と規模が大きく、勤務職員を加えると常時350余名が生活・活動する事業所です。5棟15フロアから構成されていることに加え、定員規模等の要件により、年に一度点検報告が義務付けられている特定防火対象物にも該当します。



共楽荘全景

このような施設の防火管理者を務める者として常日頃感じることは、要介護状態にある入居者の避難誘導の難しさや万が一火災が発生した際に入居者の命を救うスプリンクラーを筆頭とした消防設備の重要性です。日勤時間帯には100名ほどの職員が勤務していますが、夜間には10名の夜勤・宿直体制となってしまうため、出火時に職員が行う119番通報や初期消火を自動的かつ迅速に補完する消防設備はまさに火災災害時のセーフティネットと言えるものです。

当施設では地域で信頼されている消防設備点検業者に継続的に法定点検を依頼していたところではありますが、平成23年9月より神奈川県消防設備安全協会が派遣する点検推進指導員の立会いを受けております。過去4回実施された法定点検には、消防機関での勤務経験があり、消防設備や消防法令に関する専門知識をもつ指導員が2名、毎回同じ顔触れで施設を訪れ、公正中立な立場により検査に立会っていただけました。そして、終了後のコメントや後日送付された「確認結果報告書」の内容から点検業者への信頼が増す結果となったことは、施設、入居者、点検業者の全てにとりこの制度が有益に機能した証と感じております。



避難訓練の一コマ

点検推進指導員の一人が「今の指導員の数では全ての事業所を回ることではできません。子供や高齢者・障害者施設など災害弱者が身を委ねる施設や学校が安心して利用できるよう優先して立会いをしていきます」と言っていました。今後とも点検推進指導員のご尽力、消防機関のご指導を受けながら二人三脚で適切な防火管理に努めて参りますのでどうぞ宜しくお願いいたします。

——点検済表示制度の推進キャンペーン——
点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を!!

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」の実施状況は、他県の実施状況と比較し十分といえない結果です。神奈川県は、人口数、業態対象物数及び消防用設備等設置義務対象物状況から見て東京都に次ぐ規模になっています。平成24年度ラベル交付枚数は1,035,800枚で前年度より135,790枚増加いたしました。当協会の運営状況も今だ厳しい環境下にあります。

当協会では、このような状況を踏まえこの制度の一層の充実を図るために、各種事業を推進しているところであり、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところでもあります。

平成25年度この制度に係る主な推進事業は、

- ①制度推進のため、なお一層の普及啓発事業
- ②点検済証（ラベル）未交付登録会員への協力要請
- ③防火対象物点検時の点検推進指導員派遣

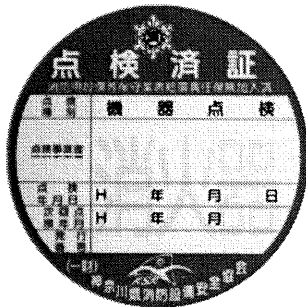
などを実施しております。

点検済表示登録会員の皆様には、点検を終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付するようお願いいたします。

点検済表示登録会員数

| 区 分 | 平成24年4月末会員数 | 平成25年3月末会員数 |
|--------|-------------|-------------|
| 1号表示会員 | 255 | 252 |
| 2号表示会員 | 14 | 14 |
| 合 計 | 269 | 266 |

——消火器用——



——消火器以外の設備用——



消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿

(平成25年7月 敬称略)

| 職名 | 氏名 | 所属 | 役職 |
|------|-------|------------------|----------|
| 委員長 | 酒井浩三 | 川崎市消防局 | 査察課長 |
| 副委員長 | 山田裕之 | 横浜市消防局 | 査察課長 |
| 〃 | 田後秀雄 | 相模原市消防局 | 予防課長 |
| 委員 | 佐藤正高 | 横須賀市消防局 | 予防課長 |
| 〃 | 衛守玄一郎 | 藤沢市消防局 | 査察指導課長 |
| 〃 | 鈴木正 | 平塚市消防本部 | 予防課長 |
| 〃 | 高木守 | 鎌倉市消防本部 | 予防課長 |
| 〃 | 小池和宏 | 小田原市消防本部 | 予防課長 |
| 〃 | 小澤幸雄 | 茅ヶ崎市消防本部 | 予防課長 |
| 〃 | 市川伸一 | 逗子市消防本部 | 消防予防課長 |
| 〃 | 石渡博 | 三浦市消防本部 | 予防課長 |
| 〃 | 萩山保 | 厚木市消防本部 | 予防課長 |
| 〃 | 萩野谷公一 | 大和市消防本部 | 予防課長 |
| 〃 | 諸星和実 | 秦野市消防本部 | 予防課長 |
| 〃 | 金子貞治 | 伊勢原市消防本部 | 予防課長 |
| 〃 | 浜川洋平 | 座間市消防本部 | 予防課長 |
| 〃 | 下嶋重光 | 海老名市消防本部 | 予防課長 |
| 〃 | 畑山勉 | 綾瀬市消防本部 | 予防課長 |
| 〃 | 土方好弘 | 大磯町消防本部 | 総務課副課長 |
| 〃 | 尾崎一平 | 葉山町消防本部 | 消防総務課長 |
| 〃 | 芝原嘉継 | 湯河原町消防本部 | 警防課長 |
| 〃 | 伊興田実 | 箱根町消防本部 | 予防課長 |
| 〃 | 小沢信行 | 寒川町消防本部 | 予防課長 |
| 〃 | 小熊朗 | 二宮町消防本部 | 消防課長 |
| 〃 | 染矢敬一 | 愛川町消防本部 | 消防防災課長 |
| 〃 | 池田雅晴 | JFEスチール(株)東日本製鉄所 | 京浜環境防災室長 |
| 〃 | 岩田亮一 | 能美防災(株)横浜支社 | CSサービス課長 |
| 〃 | 西山有一 | 宮田工業(株)本社営業所 | 営業本部CS部長 |
| 〃 | 清水廣司 | (株)清水商工 | 代表取締役 |
| 〃 | 石田正 | (株)アトラス | 代表取締役 |
| 〃 | 竹洞勉 | (株)東弘商会 | 代表取締役 |
| 〃 | 木内忠 | 共栄防災設備(株) | 代表取締役 |
| 〃 | 工藤修 | (株)赤塚防災設備 | 代表取締役 |
| 〃 | 一宮英雄 | 東京消防設(株) | 代表取締役 |
| 〃 | 溝呂木義人 | (一財)神奈川県消防設備安全協会 | 常務理事 |

防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内

表示の種類：防火基準点検済証 防火優良認定証 防火自主点検済証
防災基準点検済証 防火・防災基準点検済証
防災優良認定証 防火・防災優良認定証

■防火管理・防災管理の実施状況に対する定期点検報告制度

◆防火対象物定期点検報告制度

一定用途・規模の建物では防火対象物定期点検報告制度が義務化され、平成15年10月から施行されています。

点検報告義務者：防火対象物の管理権原者

点検の実施者：防火対象物点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1の用途ごとに収容人員・延べ面積・構造等に応じて要否が定められています（消防法施行令第4条の2の2参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

◆防災管理定期点検報告制度

大規模建築物等では大規模地震等に備えて自衛消防組織を設置する等の防災管理業務が義務化され、同時に防災管理業務の実施状況に対する点検報告が義務化されました（平成21年6月1日施行）。

点検報告義務者：防災管理対象物の管理権原者

点検の実施者：防災管理点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：用途・階数・延べ面積によって定められています（消防法施行令第46条、第4条の2の4参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

■点検済表示制度

◆防火基準点検済証

防火対象物点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防災基準点検済証

防災管理点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防火・防災基準点検済証

防災管理点検の対象となる建築物等で防火対象物点検の対象でもあるものは、両方の点検を同時に行い、それぞれの点検基準に適合している場合に、この表示ができます。



■点検報告の特例制度と表示

◆防火対象物定期点検報告義務の免除と表示

防火対象物定期点検報告が必要な建物で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関（に申請し）検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防火優良認定証を表示することができます。

◆防災管理定期点検報告義務の免除と表示（H24. 6. 1から適用）

防災管理点検報告が必要な建築物等で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関（に申請し）検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防災優良認定証を表示することができます。

◆防火・防災優良認定証の表示（H24. 6. 1から適用）

防火対象物点検報告の特例及び防災管理点検報告の特例の認定を同時に受けた場合には、防火・防災優良認定証を表示することができます。



■防火自主点検済証

◆防火自主点検制度

従来の“適マーク制度”の対象であった旅館ホテル等のうち、防火対象物定期点検制度の適用対象外となったものについて、点検済みの表示を希望する場合には、自主的に点検をし、その結果を消防機関に報告し、消防法令違反がなければ防火自主点検済証(1年ごとに更新)を表示できます。



防火対象物点検資格者による点検の場合はこのマークが添付された表示(左側の表示)となります。

■表示までのフロー

●防火基準点検済証、防災基準点検済証、防火・防災基準済証、防火自主点検済証

消防機関へ点検結果報告 → 報告書副本返戻 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行(代金支払い) → 納品 → 表示

●防火優良認定証、防災優良認定証、防火・防災優良認定証

消防機関へ特例認定申請 → 消防機関による検査 → 認定通知 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行(代金支払い) → 納品 → 表示

■表示の種類と頒布価格

| 表示の種類 | | 仕様 ([1]~[9]の説明) | | 価格 |
|------------|----------------------|-----------------|----------------------------------------|--------|
| 防火基準点検済証 | A=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類 | [1] | [1]=厚4mm・重380g・文字プレート差込式 | 3,150円 |
| | B1=壁掛式(額縁込) | [2] | [2]=厚3mm・重610g・文字刻印式 | 5,250円 |
| | B2=B1の額縁不要のもの | [3] | [3]=厚3mm・重230g・文字刻印式 | 3,570円 |
| | N=壁貼付式 | [4] | [4]=厚1mm・重110g・文字シール式・塩ビ | 1,500円 |
| 防火優良認定証 | L=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類 | [5] | [5]=厚3mm・重280g・文字刻印式 | 3,700円 |
| | M1=壁掛式(額縁込) | [2] | [6]=厚5mm・重380g・文字プレート差込式 (資格者点検証あり) | 5,700円 |
| | M2=M1の額縁不要のもの | [3] | | 3,700円 |
| 防災基準点検済証 | I=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類 | [5] | [7]=[6]に同じ(資格者点検証なし) | 3,700円 |
| | J1=壁掛式(額縁込) | [2] | [8]=縦5.5cm・横20cm | 5,700円 |
| | J2=J1の額縁不要のもの | [3] | [9]=縦4cm・横17.5cm | 3,700円 |
| 防火・防災 | O=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類 | [5] | | 3,700円 |
| 基準点検済証 | P1=壁掛式(額縁込) | [2] | | 5,700円 |
| | P2=P1の額縁不要のもの | [3] | | 3,700円 |
| 防災優良認定証 | Q=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類 | [5] | | 3,700円 |
| | R1=壁掛式(額縁込) | [2] | | 5,700円 |
| | R2=R1の額縁不要のもの | [3] | | 3,700円 |
| 防火・防災優良認定証 | X=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類 | [5] | | 3,700円 |
| | Y1=壁掛式(額縁込) | [2] | | 5,700円 |
| | Y2=Y1の額縁不要のもの | [3] | | 3,700円 |
| 防火自主点検済証 | F=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類 | [6] | | 3,150円 |
| | G=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類 | [7] | | |
| 文字プレート | H=A用 | [8] | | 800円 |
| | H=F・G用 | [9] | | |

備考

1. サイズ: A4 (縦297mm 横210mm/F・Gは210mm×210mm)
2. 材質: 表面=透明アクリル、背面=塩化ビニール(N=透明塩化ビニール)
3. 価格: 文字記入の費用及び消費税が含まれています。
4. 送料: 別途必要です(文字プレート(H)のみ購入時は無料)。
5. B1・M1・J1・P1・R1・Y1: 額縁とセットとなっています。
6. B2・M2・J2・P2・R2・Y2: 手持ちの額縁がある場合にご利用ください。

7. 壁掛式: 背面に壁掛け用の紐があり、スタンド用の脚がないものです。
壁貼付式: 裏面に両面テープがついており、ご自分で貼るものです。
スタンド式: 裏面にスタンド用の脚が付いています。
8. A・F・G: 文字の部分がプレート差込式(文字プレート(H)を使用)となっています。
9. H: 1年ごとの更新時にご利用ください(初回購入時は本体に含まれています)。

■購入方法等

申込方法：購入申込書に必要書類を添えて、協会へ FAX にてお申込みください。

⇒防火基準点検済証、防火自主点検済証・・・・・・・・様式1 + 別紙1 + 必要書類

⇒防火優良認定証・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2 + 別紙2 + 必要書類

⇒防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証・・・様式3 + 別紙3 + 必要書類

⇒防災優良認定証、防火・防災優良認定証・・・・・・・・様式4 + 別紙4 + 必要書類

納 期：入金確認後2週間程度を要します。

支払方法および送料：銀行振込（前払い）

申込受付後、協会から請求書を送付します。

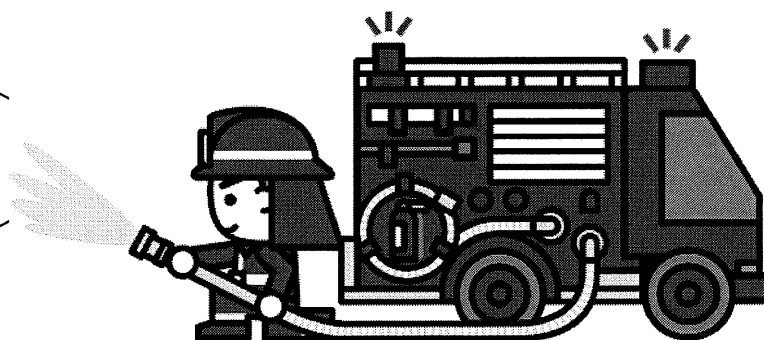
送料については、お問合わせ下さい。

申込用紙：当協会のホームページよりダウンロードして下さい。

U R L : <http://www.02-ksk.or.jp>

— 2013年度全国統一防火標語 —

消すまでは
心の警報
ON のまま



〈平成24年11月以降の主な通知〉

| 発 番 号 | 日 付 | 発 信 者 | 標 題 |
|----------|--------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 消防予第403号 | 11月5日 | 消防庁予防課長 | エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について |
| 事務連絡 | 11月26日 | 消防庁予防課 | 登録認定機関における蓄電池設備認定業務の追加について |
| 消防予第431号 | 12月10日 | 消防庁予防課長 | ホテル・旅館等に係るフォローアップ調査の実施について |
| 消防予第433号 | 12月14日 | 消防庁次長 | 「第59回文化財防火デー」の実施について（通知） |
| 事務連絡 | 12月20日 | 消防庁予防課 | 消防法改正に係るリーフレットの作成について |
| 消防予第449号 | 12月28日 | 消防庁予防課長 | 「消防法改正等に関する説明・意見交換会」の開催について（通知） |
| 消防予第18号 | 1月25日 | 消防庁予防課長 | 平成25年春季全国火災予防運動の実施について |
| 消防予第56号 | 2月12日 | 消防庁予防課長 | 認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について |
| 事務連絡 | 2月21日 | 消防庁予防課長 | 厨房排気ダクト等の維持管理に関する広報について |
| 消防予第454号 | 2月22日 | 消防庁予防課長 | 小規模社会福祉施設等に係る実態調査の実施について（依頼） |
| 事務連絡 | 2月25日 | 消防庁予防課 | 消防法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う留意事項について |
| 事務連絡 | 3月18日 | 消防庁予防課 | 型式承認の失効した消化器の販売について |
| 事務連絡 | 3月18日 | 消防庁予防課 | 平成25年度住宅防火防災推進シンポジウムの開催希望調査について |
| 事務連絡 | 3月18日 | 消防庁予防課 | 消防用設備等に係る執務資料の送付について |
| 事務連絡 | 3月22日 | 消防庁予防課 | 一般社団法人全国消防機器協会が実施する住宅用火災警報器及び住宅用消化器の配布モデル事業の実施について |
| 消防予第115号 | 3月26日 | 消防庁予防課長 | ホテル・旅館等に係るフォローアップ調査の結果について |
| 消防予第119号 | 3月26日 | 消防庁予防課長 | 「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の一部改正について |
| 消防予第121号 | 3月27日 | 消防庁予防課長 | 消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知） |
| 消防予第122号 | 3月27日 | 消防庁次長 | 火災予防条例（例）の一部改正について（通知） |
| 消防予第125号 | 3月27日 | 消防庁予防課長 | 平成25年度全国統一防火標語について |
| 事務連絡 | 3月27日 | 消防庁予防課 | 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う対応及び消防法施行規則等の一部を改正する省令の改正について |
| 消防予第123号 | 3月28日 | 消防庁予防課長 | 消防法の一部を改正する法律等の施行に伴う鑑定 of 取扱いについて |
| 消防予第126号 | 4月1日 | 消防庁予防課長 | 登録認定機関が認定をした消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に付する表示の一部変更について（通知） |
| 事務連絡 | 4月1日 | 消防庁予防課 | 登録認定機関における認定業務の追加について |
| 消防予第147号 | 4月16日 | 消防庁予防課長 | 平成25年度防火対象物実態等調査の実施について（依頼） |

神奈川県 消防設備会報

| 発 番 号 | 日 付 | 発 信 者 | 標 題 |
|----------|-------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 事務連絡 | 4月18日 | 消防庁予防課 | 違反是正支援アドバイザー制度による派遣について（依頼） |
| 事務連絡 | 4月23日 | 消防庁予防課 | 消防用設備等の設置等に係る金融上の措置について（情報提供） |
| 消防予第200号 | 5月20日 | 消防庁予防課長 | 住宅用火災警報器に関する施策等の推進状況調査について |
| 消防予第219号 | 5月28日 | 消防庁予防課 | 平成25年度都道府県予防事務担当者会議について |
| 事務連絡 | 5月30日 | 消防庁消防・救急課 消防庁国民保護・防災 部防災課 | 可搬消防ポンプの不具合について（情報提供） |
| 消防予第230号 | 6月10日 | 消防庁予防課長 | 多人数の居住実態がありながら防火関係規定などの建築基準法違反の疑いのある建築物における建築部局との連携について |
| 消防予第257号 | 6月26日 | 消防庁予防課長 | 台所等における住警器等の設置及び維持の指導要領並びに定温式住宅用火災警報器の設置及び維持に係るガイドラインについて |

(一財)日本消防設備安全センター発行刊行物一覧表

刊行物注文書

(一財)神奈川県消防設備安全協会 御中
下記の刊行物を注文いたします

| | | | |
|-----|-----|--|-----|
| 発注者 | | | |
| 送り先 | 住所 | | |
| | 会社名 | | TEL |
| | 担当者 | | FAX |

(定価は消費税込)

| コード | 刊行物名 | 注文部数 | 定価 | 金額 | 備考 |
|----------------|-----------------------------|----------|-------|----|----|
| 消防設備士試験準備用テキスト | | | | | |
| 1101 | 消防用設備六法 | | 1,900 | | |
| 1111 | 電気と機械の基礎知識 | | 730 | | |
| 1412 | 消防設備士受験直前対策 | 第1・2・3類用 | 1,900 | | |
| 1413 | | 第4・7類用 | 1,200 | | |
| 1422 | | 第5・6類用 | 1,200 | | |
| 1432 | 消防設備等基本テキスト | 消火設備編 | 3,100 | | |
| 1442 | | 警報設備編 | 3,000 | | |
| 1452 | | 避難・消火器編 | 2,500 | | |
| 1461 | <重要ポイント解説付> 消防設備士受験対策例題集 | 法令編 | 2,500 | | |
| 1471 | | 第1類 | 2,400 | | |
| 1481 | | 第4類 | 2,400 | | |
| 1491 | | 第6類 | 2,200 | | |
| 一般参考図書 | | | | | |
| 1311 | 消防用設備等の型式失効一覧 | | 2,400 | | |
| 1321 | 消防用設備等点検実務必携 | | 3,880 | | |
| 1331 | 消防用設備等試験実務必携 | | 3,600 | | |
| 1372 | 防火対象物・防災管理点検実務必携 | | 3,500 | | |
| 合計 | | | | | 部 |

TEL 045-201-1908

FAX 045-212-0971

振込み銀行 横浜銀行 本店

普通預金：0093790

口座名義：(一財)神奈川県消防設備安全協会

※振込み手数料はご負担願います。

※お振込み確認後宅配便(送料着払い)にて発送いたします。

協会からのお知らせ

平成25年度消防設備業務研修会開催のお知らせ

日 時 平成25年11月5日(火) 13:00~16:15

場 所 かながわ労働プラザ 3F 多目的ホール

講演内容 (1)「地震工学・都市防災工学の最近の動向について」

神奈川大学工学部建築学科 荏本孝久教授

(2)「消防用設備等の点検を含めた最近における予防行政の動向について」

総務省消防庁予防課 鈴木設備係長

募集対象 当協会の会員及び神奈川県内の消防機関職員です。

詳細は、決定次第、改めてお知らせをいたします。

消防設備士講習会について

平成25年度消防設備士講習会の受付は、8月末までとなっていましたが、定員に達していない会場については継続して受け付けております。

空き状況については、ホームページでご確認いただくか、当協会までお問合せください。

消防設備点検資格者再講習日程

第1種 平成26年2月13日・14日 (受付期間平成25年12月24日~

第2種 平成26年2月20日・21日 26年1月10日)

※平成20年度に免状の公布を受けた方は、今年度中に受講をしてください。

ご不明な点はお問合せください。

防火対象物の消防設備等点検時に 点検推進指導員を派遣する制度について

当協会では、平成21年度から公益事業を更に強化するために県内の防火対象物における消防設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し業務に立合う制度を実施して県民の「安心・安全」をご支援いたします。

点検推進指導員の派遣立会制度の流れ

点検立会の依頼

*点検立会の依頼は、建物オーナー・防火管理者及び点検事業者から依頼します。

点検立会確認書

*保守・点検実施状況を確認する。

点検立会確認書の通知

*保守・点検実施状況を確認し確認書を建物オーナー・点検事業者及び消防長又は消防署長に通知します。

掲載・広報

*保守・点検実施に立会った結果、点検が誠実かつ適正に行われていると認められた事業所を当協会のホームページ上に掲載する。

*防災・広報紙等に掲載し点検事業者の「信用・信頼」を高めます。



一般財団法人 **神奈川県消防設備安全協会**

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地
(シルクセンター4階408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<http://www.02-ksk.or.jp/index.html>